

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 1 3

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成 24 年度

支援の名称

避難スペースの面積が一定以上の
公共建築物等の改修に対する支援
（優良建築物等整備事業（既存ストック再生型））

制度の
趣旨・背景

津波避難ビルの整備を促進するため、既存ストックのうち事務所及び公共建築物の津波避難ビルへの改修の支援を行います。

制度の
内容

優良建築物等整備事業は、さまざまな形で行われる民間の建築活動の適切な誘導により、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進していくため、国、地方公共団体が必要な整備助成を行う制度です。また本事業は、国の制度要綱に基づく事業であり、一定の空地確保、土地の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等に支援が行われます。

優良建築物等整備事業は「優良再開発型」、「市街地住宅供給型」、「都市再構築型」、「既存ストック再生型」は4つのタイプに分けられます。4つのタイプの1つである「既存ストック再生型」は、建築物ストックを現在の居住ニーズにあったストックに再生することを目的とし、建築物ストックの津波避難ビルへの改修、バリアフリー改修などを支援します。

■ 交付率

2/3 (国：1/3、地方公共団体：1/3)

既存ストック再生型（既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあったストックに改修）

区分所有建物を
バリアフリー改修する場合



階段室にエレベーターを設置

公共建築物等を
津波避難ビルに改修する場合



避難用外階段の設置

備蓄倉庫や非常用電源
の設置



老朽再開発ビルを 改修する場合



対象と
なる方

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

問い合わせ
先など

国土交通省 住宅局 市街地建築課
TEL：03-5253-8111（内線 39-655）
都市局 都市安全課
TEL：03-5253-8111（内線 32-334）

優良建築物等整備事業の概要

事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

型	タイプ	概要	新築 or 改修
優良再開発型	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い、建築物を整備する事業（任意の再開発）	新築
	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上、津波避難ビルへの改修を行う事業	改修
都市再構築型	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療・商業等の施設を整備する事業	新築・改修
	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築・改修

補助要件

■事業要件

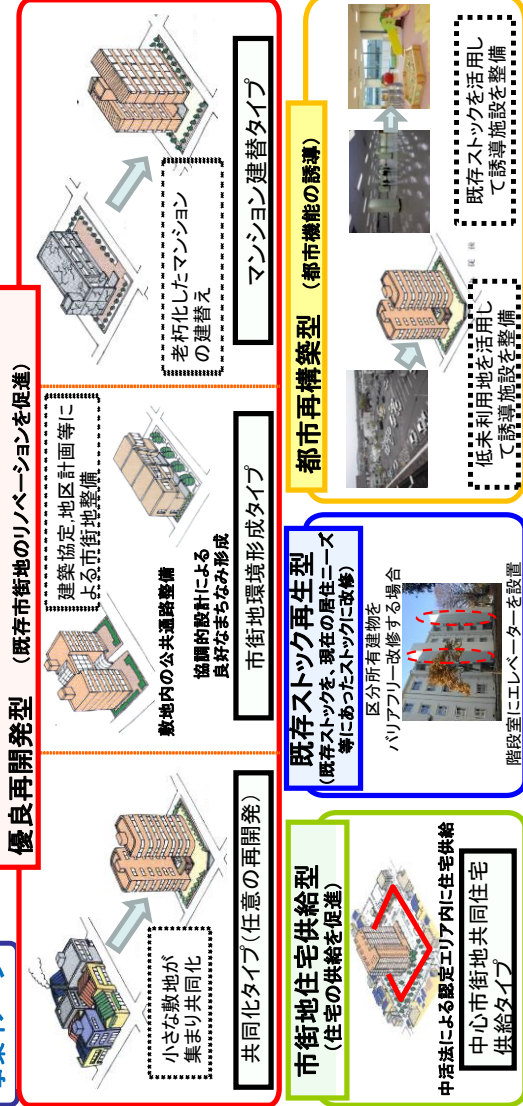
- ・地区面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1・市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
 - ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上 等
- ・一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等

■補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備（除去費等）
- ③共同施設整備（共用通行部分、空地等の整備）

※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

事業イメージ



施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等

補助率

国：1/3、地方：1/3、民間事業者等：1/3 等